

平成28年度老人福祉施設一般指導監査指摘事項

法人名 南 風 会

監査日 平成29年1月12日

1 指摘事項

区 分	指 摘 事 項
<p>運営管理関係</p>	<p>1 役員改選について 貴法人では、平成28年9月7日に役員の任期が満了していますが、平成28年9月8日の理事会において役員の改選及び理事長の互選が行われていました。 役員の任期については、貴法人の定款第6条で「役員の任期は2年とする。」と規定されています。 今後は、定款の規定に基づき役員の任期満了前に理事会を開催し、役員の選任を行うこと。</p>
<p>経理関係</p>	<p>1 資金の繰入れについて 特別養護老人ホームサービス区分の当期資金収支差額合計に資金不足が生じているにもかかわらず、本部サービス区分へ資金を繰り入れています。 厚生労働省通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付老発第188号）では、資金の繰入れについては、当事業の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲となっています。 今後、繰入れを行う場合は、上記通知に基づいた範囲内とすること。</p> <p>2 補正予算の作成について 有価証券取得等により、予算に大幅な不足が生じていますが補正予算が作成されていません。 貴法人の経理規程では、「予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合には、理事長は補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。」と定められています。 今後は、適正な時期に補正予算を作成し、理事会の承認を得ること。</p>

平成28年度老人福祉施設一般指導監査指摘事項

施設名 ヘルシーハイム

監査日 平成29年1月12日

1 指摘事項

区 分	指 摘 事 項
運営管理関係	1 本俸について 本俸について、給与規程及び雇用契約書どおり支給されていません。 給与は、給与規程及び雇用契約書に基づき支給されるものです。 給与規程どおり支給するか、所要の手続きを行ったうえで給与規程を改正するなどして、給与規程に従って適正に支給すること。 また、速やかに雇用契約書を締結し直すこと。
入所者処遇関係	なし
経理関係	なし

平成28年度 一般指導監査の是正改善の状況報告書(法人用)

法人名 社会福祉法人南風会

指摘事項	是正改善の状況	指摘事項をなくすための具体的な今後の方策
<p>運営管理関係 1役員改選について 貴法人では、平成28年9月7日に役員 の任期が満了していますが、平成 28年9月8日の理事会において役 員の改選及び理事長の互選が行 われていました。役員 の任期については、貴法人の定款第6条で「役 員の任期は2年とする。」と規定さ れています。今後は定款の規定に 基づき役員 の任期満了前に理事会 を開催し、役員 の選任を行う事。</p>	<p>法人代表者及び役員改選時等の 手続きマニュアル兼チェックリスト に指摘項目を追加</p>	<p>毎月年間スケジュールを再確認し役員 任期内に理事会を開催するようにす る。平成29年4月1日より社会福祉法等 一部改正に伴い役員任期も変更となる ため、再度チェックリストを見直し、定款 にある任期間内に開催できるように する。</p>
<p>経理関係 1資金の繰入れについて 特別養護老人ホームサービス区分 の当期資金収支差額合計に資金 不足が生じているにもかかわらず、 本部サービス区分へ資金を繰り入 れています。厚生労働省通知「特 別養護老人ホームにおける繰入金 等の取扱い等について」(平成12年 3月10日付老発第188号)では、資 金の繰入については、当事業の事 業活動資金収支差額に資金残高 が生じ、かつ当期資金収支差額合 計に資金不足が生じない範囲と なっています。今後、繰入を行う場 合は、上記通知に基づいた範囲内 とすること。 2補正予算の作成について 有価 証券取得等により、予算に大幅な 不足が生じていますが補正予算が 作成されていません。貴法人の経 理規程では、「予算執行中に、予算 に変更事由が生じた場合には、理 事長は補正予算を作成して理事会 に提出し、その承認を得なければ ならない。」と定められています。今 後は、適正な時期に補正予算を作 成し、理事会の承認を得ること。</p>	<p>1特別養護老人ホームサービス区 分内に本部サービス名義の返済 専用通帳を作成することとした。 2指摘後、月次チェックリストを再 見直し、項目を追加した。</p>	<p>1本部サービス名義の借入金返済のた め資金を繰り入れており、借入金返済 には同名義通帳からのみの返済(自動 引き落とし)しかできないとの事。指摘 後、特別養護老人ホームサービス区分 に借入金返済専用の口座を本部サー ビス名義で作成した。作成後、借入金 返済を特別養護老人ホームサービス 区分から行う事で平成29年3月以降の 本部サービス区分への資金繰入を行う 事はなくなった。 2事務局にて業務月次チェック表に指 摘項目(会計管理の8)を追加し、毎月 月次試算表とともに漏れがないよう適 正な対応を行う。補正予算作成が生じ た場合は補正の作成を必要に応じて行 い理事会へ提出を行う。</p>

平成28年度 一般指導監査の是正改善の状況報告書(施設用)

施設名 特別養護老人ホーム ヘルシーハイム

指摘事項	是正改善の状況	指摘事項をなくすための具体的な今後の方策
<p>運営管理関係 1本俸について 本俸について、給与規程及び雇用契約書どおり支給されていません。給与は、給与規程及び雇用契約書に基づき支給される者です。給与規程どおり支給するか、所要の手続きを行ったうえで給与規程を改正するなどして、給与規程に従って適正に支給すること。また、速やかに雇用契約書を締結し直すこと。</p>	<p>指摘を受けた対象者が2名いたことを確認し、給与規程及び雇用契約書の再確認を行った。</p>	<p>指摘事項対象者2名について 1名:雇用契約書を作成し締結していたにも関わらず雇用契約書綴りから漏れていた為生じた。指摘後、締結した最新の雇用契約書を綴った。本俸については雇用契約書通りに支給していたため、本人支給の変更はなしとした。 1名:給与規程第8条にある本給表には制定されていない本給(本俸)額を支給していた為、本人に説明し、指摘を受けたH29.1以降の本給(本俸)額を本給表の額へ変更を行った。</p>

平成28年度 実地指導における指摘事項

事業者名	特別養護老人ホーム ヘルシーハイム
サービスの種類	介護老人福祉施設
実施日・担当者	平成29年1月12日 (担当者) 藤本、白敷

項目	指摘事項
人員、設備及び運営に関する基準	特になし
介護給付費の算定	<p>1 介護給付費の算定誤りについて 介護給付費の請求について算定誤りが見受けられました。 下記の事例を含め、全事例について自己点検を行い、請求誤りについては、別添「介護給付費に関する請求誤り結果報告書」により、算定誤りの内容及び返還額等を明示し「改善報告」と併せて報告してください。 また、報告後、保険者の指導に従って過誤請求の手続きを行うとともに、利用者に自己負担分の過払い分を返還してください。 (平12厚生省告示第21号別表の1)</p> <p>○ 口腔衛生管理体制加算の算定誤り 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていることの記録がなく、技術的助言及び指導を行っていないことが確認できません。</p> <p>○ 口腔衛生管理加算の算定誤り 当該加算は、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は算定することができないため、上記の算定誤り対象月は当該加算を算定することができません。</p>

平成28年度 実地指導における指導事項

事業者名	特別養護老人ホーム ヘルシーハイム
サービスの種類	介護老人福祉施設
実施日・担当者	平成29年1月12日 (担当者) 藤本、白敷

項目	指導事項
人員、設備及び運営に関する基準	特になし
介護給付費の算定	<p>1 口腔衛生管理加算の取扱いについて</p> <p>口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合において、①入所者ごとに口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、口腔ケアの方法及びその他必要と思われる事項に係る記録（口腔衛生管理に関する実施記録）の内容が不十分であること、②その口腔衛生管理に関する実施記録の写しを当該入所者に対して提供していない等取り組みが不十分なものがあります。</p> <p>加算算定にあたっては、必要とされている項目すべてを実施しなければなりません。</p> <p>加算の算定要件を再度確認し、適正に実施するとともに、その記録を保管してください。</p> <p style="text-align: right;">(平12老企第40号通知)</p>

平成28年度 実地指導における指摘事項

事業者名	ヘルシーハイム ショートステイ
サービスの種類	短期入所生活介護
実施日・担当者	平成29年1月12日 (担当者) 藤本、白敷

項目	指摘事項
人員、設備及び運営に関する基準	特になし
介護給付費の算定	特になし

平成28年度 実地指導における指導事項

事業者名	ヘルシーハイム ショートステイ
サービスの種類	短期入所生活介護
実施日・担当者	平成29年1月12日 (担当者) 藤本、白敷

項目	指導事項
人員、設備及び運営に関する基準	<p>1 短期入所生活介護計画について 短期入所生活介護計画について、利用者又はその家族からの同意を得ていない事例があります。 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得なければなりません。 利用者若しくはその家族の同意の署名又は同意を得たことの記録をしてください。</p> <p>(平11厚生省令第37号第129条第3項)</p>
介護給付費の算定	特になし

平成28年度 実地指導における指摘事項

事業者名	ヘルシーハイムデイサービスセンター
サービスの種類	地域密着型通所介護
実施日・担当者	平成29年1月12日 (担当者) 平田、長野

項目	指摘事項
人員、設備及び運営に関する基準	特になし
介護給付費の算定	特になし

平成28年度 実地指導における指導事項

事業者名	ヘルシーハイムデイサービスセンター
サービスの種類	地域密着型通所介護
実施日・担当者	平成29年1月12日 (担当者) 平田、長野

項目	指導事項
人員、設備及び運営に関する基準	<p>1 秘密の保持について 利用者家族の個人情報提供についての同意書がない方がいます。 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書による同意を得ておかなければなりません。 早急に、利用者家族の個人情報提供についての同意書を得てください。 (平18厚労省令第34号第37条において準用する第3条の33第3項)</p>
介護給付費の算定	特になし

平成28年度 是正改善報告書

事業者名	ヘルシーハイム
サービスの種類	介護老人福祉施設
実地指導日	平成29年1月12日

指摘項目	是正改善内容
【介護給付費の算定】	
1、口腔衛生管理体制加算の算定誤り 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた 歯科衛生士が、介護職員に対する口腔 ケアに係る技術的助言及び指導を月1回 以上行っていることの記録がなく、技術 的助言及び指導を行っていることが確認 できません。	口腔衛生管理体制加算算定を算定するにあたり、「口腔ケア・マネジメントに係る計画」を平成 29年2月1日付にて作成(資料①)、運営会議にて内容の見直しの検討を行うこととした。 歯科衛生士はこの計画をもとに毎月、歯科医師の指導により翌月の「口腔ケアに係る技術的 助言及び指導」(資料②)を作成、月末までに介護職員による会議にて指導内容を伝達すること で、毎月の歯科衛生士による「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とする。 作成した「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」文書は毎月、会議議事録(資料③)とともに ファイルし保管・管理する。 平成29年1月12日の実地指導で指摘を受けたことにより、平成29年1月より口腔衛生管理 体制加算の算定を中止したが、上記体制が整った為、平成29年2月より実施、算定している。
【介護給付費の算定】	
2、口腔衛生管理加算の算定誤り 当該加算は、口腔衛生管理体制加算を 算定していない場合は算定することがで きないため、上記の算定誤り対象月は当 該加算を算定することができません。	平成29年3月より当該加算算定を開始予定とし、口腔衛生管理加算にかかるサービスを提供す るにあたって必要となる、「入所者ごとに口腔に関する問題点」、「歯科医師からの指示内容の要 点」、「口腔ケアの方法及びその他必要と思われる事項に係る記録」(口腔衛生管理に関する実 施記録)となる様式「口腔機能維持管理に関する実施計画及び記録」(資料④)を作成した。 平成29年3月の口腔ケア実施分よりこの様式「口腔機能維持管理に関する実施計画及び記録」 に記録を開始した。 また、口腔衛生管理に関する実施記録の写しの入所者への提供として、入所者ご家族様に対し 毎月この「口腔機能維持管理に関する実施計画及び記録」の写しを郵送にて送付し、面会等 の来園時に詳細の説明を行う予定である。 平成29年1月12日の実地指導で指摘を受けたことにより、平成29年1月より口腔衛生管理 加算の算定を中止したが、上記体制が整った為、平成29年3月より実施、算定予定である。

担当者名: 倉重 真澄美、五味 伸治 電話番号: 093-591-2434